

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

| 新                               | 旧               | 旧<br>新<br>別     |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|
| 飯能市栄町一〇番一〇地先から同<br>市緑町二六番一二地先まで |                 | 区<br>間          |
| 一三・六五〇<br>二一・二五                 | 一三・五四〇<br>一三・六八 | 敷地の幅員<br>(メートル) |
| 一一三二・五三                         |                 | 延長<br>(メートル)    |
|                                 |                 | 備<br>考          |